

國學院大學學術情報リポジトリ

板垣洋行問題に関する三井の関与

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): 三井銀行, 陸軍省御用, 板垣洋行費, 日本銀行, 自由党 キーワード (En): 作成者: 金, 進基 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001385

【論文】

板垣洋行問題に関する三井の関与

金 進 基

はじめに

1 章 板垣退助洋行問題の発端と自由党の内紛

2 章 外遊費問題と板垣らの洋行

3 章 板垣洋行問題における三井銀行の陸軍省御用

おわりに

要旨

本稿では、明治15年における板垣退助の洋行について、その費用捻出の過程と意義を三井から再検討した。特に板垣退助の洋行問題では、三井からの資金を板垣が使ったのはほぼ間違いない。しかし、板垣は欧州の旅行先で懐柔されなかった。また、同問題は伊藤博文の憲法調査とそれに対応した板垣の洋行希望に乗り、自由党が当面必要としていた資金の獲得と、政府と自由党との接近を同時に果たそうとする構想であったといえる。

そして、板垣の洋行費用を捻出したのは三井である。三井は陸軍省の官金を自らの銀行で取扱っていたものの、明治15年の日本銀行創立を機として、この官金取扱事業が日本銀行へ移管されてしまった。そのため、三井銀行は陸軍省の官金を日本銀行へ移動しなければならなくなった。しかし、三井銀行は莫大な額の陸軍省の官金を扱っていたことから、これを一度に日本銀行へ移動することができず、銀行経営の危機に陥った。そこへ板垣の洋行をめぐる資金繰りの話題が三井へもたらされると、三井銀行は板垣の洋行費を捻出する代りに、官金取扱事業の継続を政府へ訴え出た。こうして三井は板垣洋行の費用を提供することで、銀行経営の維持をはかったのである。

キーワード……三井銀行 陸軍省御用 板垣洋行費 日本銀行 自由党

はじめに

明治15年に発生した板垣退助洋行問題は、前年10月に開拓使官有物払い下げ事件を契機とする混沌とした状況の中で自由党が結成され、3年後の明治17年10月に自らの統制力に自信を失い解党に至る過程において重要な転換点と評価されてきた⁽¹⁾。もっともそうした評価は明治政府が自由党の切り崩しを画策し、総理板垣を外遊させて発足間もない自由党を分断しようと図ったが、それに板垣が乗ってしまったという政治的側面に留まっている⁽²⁾。

板垣退助洋行問題を最初に取扱ったのは尾佐竹猛「板垣退助洋行問題」である⁽³⁾。尾佐竹氏はその論考の契機として「旅費の出所は（中略）これ極めて醜穢なる事柄である。余は、その発表を躊躇して深く筐底に蔵して居たが、近刊の『世外井上公伝』には、その真相を公にしたから、余も遠慮するの要を認めず、ここに史家として厳正なる批判の立場に立って、その史料を公開し、政界の謎を解くのである」と記している⁽⁴⁾。しかし、この論稿が載っている尾佐竹氏の著作の『明治政治史点描』に対して、平井良朋氏は「本格的な論文と称するにはやや遠いもの」と批評している⁽⁵⁾。筆者も同論文は資料の引用が多いと感じた。次は彭沢周「板垣退助の外遊費の出所について」という論文である⁽⁶⁾。彭氏はその論点について「板垣らの外遊費について（中略）それが三井から出されたことは、すでに尾佐竹猛氏によって指摘されている。同氏の意見はもちろん基本的に正しいが、使用された史料が不十分であるのみならず、いくつかの論点についても、私はかならずしも賛成できないから、それを補訂したいと思う」⁽⁷⁾と記して、三井文庫の史料を使って尾佐竹氏の主張を補強した。次は平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」という論文であるが、その論点は「先ず旧来の定説なるものを承けて、最近世間に発表せられている諸説を掲げ、欧遊一件前後の説明に代えると共に、それ等諸説の源泉となった尾佐竹猛博士の論点を記述し、新出史料との比較検討を試みて見たいと思う」⁽⁸⁾と記して、土倉家文書や土倉祥子氏の土倉庄三郎の評伝などを使って定説への修正を試みている。同論文の論点は、後述するように成立たないと思われる。次は寺崎修「板垣退助の外遊と自由党（１）（２）」である⁽⁹⁾。寺崎氏の論点は「近年、筆者自身が見出したいくつかの資料を利用し、板垣外遊をめぐる自由党内紛の模様、馬場派処分経緯、内紛終結後の自由党新体制の性格等の問題につき、若干の卑見を述べようとするものである」⁽¹⁰⁾と記して、機密探偵報告書などを使って自由党内紛の模様を中心に論述されている。同論文は、後述するように資金ルート問題で私が批判をしている。次は田中由貴乃「板垣洋行問題と新聞論争」という論文である⁽¹¹⁾。田中氏の論点は「板垣の洋行費用が政府経由で出たものということは、当時から取沙汰されていた。このため、改進黨の追及を受け、新聞紙上で論争となるのだが、論争自体を論じた研究はされていない。その点を踏まえ、本論文では、板垣洋行に関わる内証や論争の実態を明らかにしていきたい」⁽¹²⁾と記して、いくつかの問題提起と自由・改進黨党などの新聞の論争を取扱ったのが特徴である。しかし、同論文は史料の読み違えた部分が散見される。

次は川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」という論文である⁽¹³⁾。川崎氏の論点は「新発見の『馬場辰猪日記』に記された1882年の板垣洋行問題に関する部分を軸として、従来の諸研究の到達点を参照しつつ、今まで言及されてこなかった資料をも紹介しながら、いくつかの事実を再現、再検討し、馬場の主張を位置づけ

ることを目標としている」⁽¹⁴⁾と記して、『馬場辰猪日記』と「密偵報告」を対比しながら議論を展開した労作である。次は、近年板垣洋行問題について、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」⁽¹⁵⁾と中元崇智『板垣退助』⁽¹⁶⁾の中で再検討されている。

以上のような先行研究では、板垣洋行問題に対する三井銀行の関与が指摘されているものの、資金を提供した三井銀行そのものの動向や思惑は看過されてきた。この問題が起こった当時、三井銀行は日本銀行に官金取扱の利権を譲渡されてしまうという危機下にある、陸軍省御用達の返納問題に直面していた。この問題への対応の中で、なぜ板垣洋行費を捻出する決断をしたのかについて考察する必要がある。

しかし、三井銀行の陸軍省御用に関する専門的研究は管見の限り見当たらない。ただ、『三井銀行80年史』のなかに、「有名な板垣退助の洋行費支弁（明治15年）なども、官金取扱期限の問題にからんでいたとはいえ、政治的な情実巻き込まれて毅然たる態度に出ることのできなかった弱点の現れとみるべきものであった」との指摘があるのみである。このほか、『三井事業史』本篇、第2巻でも同問題を扱った部分がある⁽¹⁷⁾。

板垣退助洋行問題と三井銀行の陸軍省御用との関連については、明治15年に満期となる同御用達を3年間延期する条件で、三井銀行から洋銀2万弗が送られた事実そのものはすでに明らかになっている。本稿は、この事実を踏まえ、その洋行資金を提供するにいたる三井銀行の内部事情を取扱って、その内幕を明らかにすることを課題とする。

以上の点から本稿は、板垣退助の洋行問題と三井銀行の陸軍省御用の延期問題との関連性に焦点をあて分析し、双方の問題に関する新たな視点を提供することを目的とする。

1章 板垣退助洋行問題の発端と自由党の内紛

板垣退助の洋行のきっかけは、明治15年3月頃、伊藤博文が憲法調査のため欧州へ出発する前、突然板垣が訪ねてきて懇談し、その中で伊藤の説得を受けて欧州行きを決断したことに始まる。『続伊藤博文秘録』によれば⁽¹⁸⁾、「後藤板垣等來欧ノ報ヲ得タルハ頗快事ヲ覚フ、今春本邦ヲ辞去スルノ前一日、板垣突然來リ、彼レカ意衷ヲ吐露シテ曰、縦令世ニ容レラレサルモ、自カラ信スル所ノ者ヲ信シテ斃レン而耳」と心情を吐露した。それに対して伊藤は「終生一身ノ節義ヲ守ルヲ事トシテ、敢テ他人ノ事ニ関与セサル者ハ、然ルモ可ナリ。然レトモ其目的トスル所、苟モ世ニ益シ、国ヲ利シ、衆人ノ先覺タラント欲スル者ハ、事国家衆庶ニ関ス（中略）足下已ニ衆庶ノ先覺ヲ以テ自カラ任シ、人心ヲ鼓舞シテ興起スル所アラシメント欲ス、奚ソ親カラ欧州ニ遊ビ、其古今ノ沿革ヨリ、政治人情風俗教化ノ基ク所ヲ推窮セザル、今日ノ風潮世

ヲ挙ケテ欧州ヲ模擬セントス、而シテ其實況ニ通セザル者、或ヒハ知ラスシテ衆ヲ誤ル者ナキヲ保セス」と国家や国民のため先覚たらんには欧州を実見した方が良くと洋行を勧めた。それに対して板垣は「頗ル鄙見ヲ領容セルガ如シ」と納得したようである。すなわち、板垣は政府で憲法策定を担う伊藤の洋行を受け、民間政党の総理である自分も欧州の政情を実地に調査して置かねばならぬとの念を深く抱いたようである。そこで板垣は旅費を調達しえたら、自分も後から渡欧することを決意する⁽¹⁹⁾。

板垣洋行計画は、明治15年4月2日の後藤象二郎、井上馨、福岡孝弟の三者会談で、本格的に動き出した⁽²⁰⁾。また板垣洋行希望の話は伊藤から井上に伝えられた。その後間もなく伊藤は渡欧したのであるが、井上は伊藤の旨を含み、4月2日に福岡孝弟邸において後藤象二郎と会し、話がたまたま板垣洋行のことに及んだ。後藤は自ら洋行を希望しており、また板垣の望みも聞き及んでいたので、欣然これに賛成した。これより井上和福岡・後藤の間に話がすすめられ、後藤は板垣を勧説し、井上は資金を三菱より調達しようとした。この4日後、板垣が岐阜で遭難するが、板垣の洋行の件はこれによって中絶したわけではなく、かえって実行を急いだようである⁽²¹⁾。明治15年4月9日付の福岡より井上に宛てた書簡によれば⁽²²⁾、「只金之一段ニ付キ、工合よく手順ヲ考案セズンバ、板垣之手前ニおいて、実ハ政府之金なる様露し而は、忽異議相起り可申ニ付キ、猶此手順厚と考案して、更ニ小生ヘ引合之筈ニ致置候。尤此一段ニハ密ニ岡本健三郎ノミハ携ハラセ度候間、聞置キ呉レ度と申事」と記している。ここからは政府が調達した金であると板垣に知られては異議を申し立てるだろうと踏んでいたことと、自由党員の岡本健三郎がこの問題に介していたことがわかる。

一方、井上は三菱より板垣退助の洋行費を出させるように斡旋したが、まとまらなかったで、三井銀行副長の三野村利助から出資させることにした⁽²³⁾。この事情について明治15年5月3日付の井上から伊藤に宛てた書簡では⁽²⁴⁾、「先月二日之夜於福岡邸後藤面会候而、同人前途之見込も論出し候而終に板垣洋行論にも及び候て、金策も内密にて岩村を遣ひ岩崎之懸合之始末等申聞せ候処、余程欣然之色を顕し、只政府之手より金策云々自由党派之者等之洩れさる様注意云々と、且岩崎より直接に右金を請取候事は板垣并後藤も可成は相断度云々」と記しているように、金策は岩村通俊を岩崎弥太郎へ掛け合いに行かせたことと、自由党の者には政府よりの金策を秘密にすること、また板垣らとしては岩崎から金を直接に受け取ることは後日岩崎から圧迫を受けるから避けたがっていたことがわかる。しかし、「右金策一件に付ては岩村より岩崎之談合為仕候処、同人も中々しぶり出し候而、岩崎より岩村借用致度と迄申出し候処、尋常之貸借同様期限又は質入扨と面倒を申し候」とつづくように、岩村が自ら借用するとまで申し出たが、普通の貸借と同じような条件を要求したので諦めざるをえなかった。それゆえ三井にあたることになった。この事情について大藏卿松方正

義に相談したところ、「三井銀行当年限り陸軍之御用を被廢候都合に付、其用途を十八年度迄延引致し呉候は、三井より右金貳万弗は出金可為致と談合候処、夫は格別六つヶ敷有之間敷只三野村之折合如何と申事故、早速三野村之内談候処、右御用十八年度迄延引仕候は、無異議出金可致と内約相調ひ候故」とあるように、三井銀行の陸軍省御用の3年間延期を条件に2万弗を出金させることになった。

それでは時期的には9月中旬のことではあるが、三井側の史料を提示しよう。この史料は旧徳島藩主の蜂須賀茂韶（参事院議官）を介して三井の三野村利助から借りるという形式をとっていた。まずは蜂須賀から三野村に宛てた書簡から見よう⁽²⁵⁾。そこでは「此度板垣後藤両氏洋行ニ付、金員小生經由シテ貴銀行ヨリ御渡相成候義、井上外務卿ヨリ兼而委細御承知被下候通之次第ニ御座候、就而者明日是非御取引致度、唯今右両氏ヨリ岡本健三郎氏ヲ以申来候間、今晚御渡被下候や不相整候得者別而好都合ニ候得共、或ハ明朝ニ而茂可成速ニ御取引致度（中略）

九月十五日夕七時

茂韶拝

三野村君 梧右

」

と記しているように、板垣・後藤の洋行費を蜂須賀が仲介して三井銀行から出金させることと、井上の内談があったことがわかる。自由党員の岡本健三郎が取りに行ったのは板垣らの最初の出航を予定した期限が迫っていたためであろう。そして次は借金証書である。

一、 洋銀貳万弗也

但シ井上馨氏ヨリ協議之金額

右之通正ニ請取候也

明治十五年九月十六日

蜂須賀茂韶

三井銀行御中

と記しているように、三井からの金策は9月中旬に行われている。これについて、川崎氏は『馬場辰猪日記』からの引用で「翌8月26日『今日蜂須賀ニ至テ金ヲ後藤ニ貸スカ聞ク 家令ハ知ラス 蜂須賀ノ返答分明ナラス』。おそらく、前日の話において、後藤は、洋行資金は蜂須賀茂韶から借りたといったのであろう。早速、蜂須賀家に事情を糺しに行くが不在で、事実関係を確かめることはできなかった⁽²⁶⁾」と記しているが、蜂須賀家の家令が知らなかったのは、蜂須賀がまだ金を受け取ってない時期であるため答えられなかったのであろう。

さて、以上の経過は岡本を除いた自由党関係者には、秘密裏に進行していたのであ

るが、6月半ばから7月初旬までは、中江兆民がこれに関する情報を得ていた。そして、中江は自由新聞社の衆席において板垣らの洋行を口にした。この発言は、後藤が外遊を口にした時期と中江に情報が漏れ始めた時期と一致している⁽²⁷⁾。

こうして、自由党内紛は8月25日、馬場辰猪（自由党常議員、自由新聞社員）と大石正巳（自由党常議員、自由新聞社主）が後藤象二郎宅を訪ね、初めて後藤から板垣の洋行のことを知らされ、異論を唱えることから始まった⁽²⁸⁾。馬場らと板垣・後藤の対立は、自由党の現状についての意見対立でもあった。板垣・後藤が党の結成と臨時党大会で組織は安定し、『自由新聞』の発行も軌道に乗ったとして、今が「閑」の時だと見なしたのに対して、馬場らは、党運営は緒についたに過ぎず、未だ組織化の状況であり、党総理の外遊は組織の弱体化を招くものと認識し、党の目的を政府との対決に置いていたのである⁽²⁹⁾。

このような自由党内紛の情報を政府筋が入手したのは9月初旬のことである⁽³⁰⁾。党内に混乱が生じた自由党の模様を伝える史料として山県有朋が滞欧中の伊藤博文に対し、自由党の内情を報告した明治15年9月9日付の書簡によれば⁽³¹⁾、自由党内には板垣洋行をめぐる紛糾が起きていたという。また、馬場らが板垣外遊に反対した理由は、第一に結党後まもない時期に党主が長期間不在となることは適当でないこと。第二には、外遊費の出所が不明確であることの二点で、のちに激しい党内抗争の直接的契機になったのは、後者をめぐる疑心暗鬼である⁽³²⁾。

馬場らの反対にあって板垣は、一時洋行を思い止まる場面もあったが、後藤の叱咤激励を受けて自由党総理と同党を退く決心をした。その上、板垣は党の会計上の困難によって裁判所へ訴えられたことなど、最早日本に止まることが難しい状況をかんがみて、後藤の意見に従って洋行を決心したのである⁽³³⁾。

この自由党内訌に際して、9月10日には、改進黨系の新聞が板垣外遊をめぐる疑惑の報道を開始し、板垣外遊問題は、単に自由党の党内問題にとどまらない様相を呈し始めた⁽³⁴⁾。『自由党史』では⁽³⁵⁾、「総理外遊の議を聞くに及んで忽ち蜚語を放ち自由党を中傷して曰く、板垣洋行の費、必らず巨万を要し、容易に支弁し難からん、出処疑ふべしと。是れ正顔公言を取てする能はざる者の常習にして、其意唯だ資金の出処を暗示して、政府に在りと為すなり」と記しているように、改進黨系の新聞が板垣洋行の資金の出処が政府であると暗示した記事を書いたことがわかる。上のような記事によって、自由党関係者が大きな不安を抱いたであろうことは想像に難くない。まして外遊反対派の馬場らはこれによっていっそう強い危機意識を抱いたとしても不思議ではない⁽³⁶⁾。そこで馬場は、大石・末広重恭（自由党常議員、自由新聞客員）らを率いて板垣に対して洋行資金の出処を質した。板垣は後藤の手に頼り、蜂須賀氏が出金すると答えた。それでも馬場らは「猶ほ以て陽に蜂須賀の名を借るも、陰に政府

の出す所なりと為し、深く猜して已まず」と疑惑の念を抱いていた。板垣は「群疑を招くを潔しとせず、別に出金の計を画せんと告げ、急に森脇直樹を遣はして、星夜大和に馳て土豪土倉庄三郎に計らしむ」と記したように、別の出金を計画した。土倉は森脇の話を聞いて快諾し、ただちに3,000円を出した。それを板垣に報告すると、板垣は馬場らと呼ばひ、その顚末を告げている⁽³⁷⁾。

9月18日、遂に馬場らと板垣は、自由党本部において激突することになった。同日の自由党本部の模様を伝える機密探偵報告書によると⁽³⁸⁾、自由党本部で馬場、大石兩人は板垣に向けて洋行資金が大和の土倉からの借入であると言い訳するも、実際は政府より間接に出たものと主張した。これに対して板垣は、土倉から借り入れたものと答えた。これに対して馬場は過日、後藤宅において板垣、今村和郎、後藤の三名が金の出処などを密談する情報を得たと主張した。これに対して板垣は、不正の金云々はあくまで糺さなければならないと言いながらその日の激論を終えた。

そして翌日の9月19日は、後藤も出席した中で、自由党本部での会合が開かれた。そこで板垣は、昨日の君らの発言は違わないかと念を押したところ、馬場と大石は、井上や福岡などの姦策に乗り、わずかな金をもらって洋行するなど自由党総理として恥づかしくないのかと板垣を非難した。そこで板垣はその論議の順序を糺して言おうとしたところ、馬場と大石が激昂して板垣を打とうとする場面まであった⁽³⁹⁾。

2章 外遊費問題と板垣らの洋行

板垣外遊費の資金ルートについて、寺崎氏は「井上馨の斡旋により、三井から後藤象二郎に提供された第一のルートと、大和の支持者土倉庄三郎から森脇直樹を通じて板垣に提供された第二のルートの二つがあった。しかも、馬場らは前者のルートを、他方、板垣は後者のルートを知るのみで、両者とも外遊費の出所のルートの全体像を掴んではいなかった」⁽⁴⁰⁾としているが、両者とも外遊費の出所を知っていたと見るべきである。前述の板垣が土倉から3,000円を受けたことを馬場らに告げたことと、また大江卓が後年聞いた話しによれば⁽⁴¹⁾、板垣が金の出所について「『一体金は何処から出るのだ、世間では政府から出るのだと云って喧ましく騒いで吾輩も大に困って居る』と後藤に質したのに対して、後藤は『政府の金が嫌ならばお前は勝手にしたら宜からう、俺は政府の金であらうが何であらうが、金でさへあれば使ふ分には差支はないといふので、表面は岩崎の金だといふ事にして政府の金を使ふ事になった』」と記しているように、板垣も後藤が調達した金が政府筋からのものであらうと知っており、板垣と馬場らは、両者とも資金の全体を知っていたはずである。そして、平井良朋氏が土倉祥子氏の主張を受けて提示した土倉庄三郎からの2万円説⁽⁴²⁾も、川崎氏

が「土倉が1月に出資した『五千円』が自由党の岡本健三郎らに押さえられて、板垣、後藤は『大困窮』状態」⁽⁴³⁾になったと記したように、板垣らが洋行先で窮乏生活を耐えていたのを考えれば、平井説は成り立たない。さらに、岡本らが土倉の出資金を押さえたのは、彼が調達した後藤へ渡した政府筋からの金を板垣らに使わせるためではなかったかと推測される。

そして、馬場らが自由新聞社から追放された理由について、前述した板垣との対立に加えて『自由党史』では次のように記されている⁽⁴⁴⁾。「越えて数日の後、馬場等は猶ほ自由新聞に拠て、飽くまでも外遊の非を全国の黨員に訴へ、大に板垣を攻撃せんと企て、密に謀る所あらんとす。人あり状を板垣に告ぐ。板垣熟ら事の済し難きを慮り、自由新聞社に発起委員を会して、馬場を退社せしむるの議を諮る。皆な可とし、九月二十八日終に社員解除を通告せり」と記されており、馬場らが自由新聞を使って全国的な運動を企てたので板垣も我慢できず、自由新聞社の発起委員を招集して馬場らを退社せしめることになったことがわかる。こうして、その後草創期の自由党を支えた論客のうち、馬場辰猪、末広重恭、大石正巳、田口卯吉、中江兆民らが「板垣洋行問題」によって自由新聞社を退社したのである。また、馬場・末広・大石の三人は自由党役員も退けられることになった⁽⁴⁵⁾。このような紆余曲折を経て板垣は、内訌や自由新聞社の改革のため、出発予定日であった9月22日を、9月30日に延期することになった。板垣はすでに9月18日に参内を済ませていたので、9月26日には改進黨紙に反論する意味もあり、洋行趣旨を自由新聞に掲載した。しかし、9月28日、後藤が金銭トラブルにより告訴され、さらに10月2日板垣が吐血したため、またも洋行は再延期となった。まもなく板垣は、快復して10月23日には中村楼での送別会に出席した。そして、板垣は11月11日の9時に横浜から、後藤象二郎と自由黨員の栗原亮一、通訳の今村和郎を伴ってヨーロッパへ向けて出港した⁽⁴⁶⁾。予定より実にほぼ2ヶ月遅れての出発になった⁽⁴⁷⁾。

ところで、『自由党史』では、板垣の出発前に大石と馬場が訪ねてきて謝したことを記している⁽⁴⁸⁾。また、馬場と大石が脱党した理由は、馬場らが退出されたのち、代わって自由新聞主幹になった古沢滋が三菱を論撃するなど改進黨紙との論戦を繰り広げたことにある。そこで「党中往々其心術を疑ふものを生じ、皆な其節操を危む。是れ古沢の筆勢迅烈、能く保護独占の流毒を弾劾し、三菱の徒を驚怖せしめたる者ありと雖も、政府が新設して之と抗争せしめたる共同運輸会社に向ては、往々回避の嫌あり。為めに時の農商務大輔品川弥二郎、及び参議井上馨等と相通ずるの嫌疑を招き、馬場等は板垣の帰朝を俟て、切に之を処分せんことを冀へり」⁽⁴⁹⁾と記しているように、古沢が三菱を攻撃しながら、政府の肩をもつような論鋒だったので、明治16年6月に帰国した板垣に期待したが、板垣は証拠が不充分であると答えたので、馬場らは失望

し脱党するにいたった。それにもう一つの馬場らの脱党の理由は、馬場が自由党員から内訌の張本人であるがゆえに疎まれたことを挙げている⁽⁵⁰⁾。

それでは板垣のヨーロッパでの様子を見ることにしよう。明治16年3月7日付伊藤博文宛西園寺公使書簡では、ヨーロッパでの板垣の困窮ぶりを伝えている⁽⁵¹⁾。「今朝板垣翁来寓にて後藤帰府に付金の事相談候得共、何か気のをける様子故小生に尽力相叶候はゞ暫時周旋頼度云々御座候（中略）しかし返却の辺も如何かとも存候間小生は断置申候。右に付来十八日（九日朝）マルセーユ出立の船にて帰邦と決心の趣に御座候」と記したように、板垣が西園寺に金銭の融通を頼んだが断られて、帰国を決心するようになったことがわかる。伊藤らの意図としては、板垣には1年ぐらいの滞在を見込んでいたが、資金難のため、何とか後1、2ヶ月引き留めておこうと考えていたようである⁽⁵²⁾。これに対して続いて同書簡は次の事実を記している。すなわち「後藤、同息、今村等帰府昨夜面会仕候。今村の話しぶりにて察すれば、板垣に金を分ち暫時此地に在らしむる考は後藤に在事とも被存候。然時は今朝板垣よりの話も水泡歟不可知也」と記しているように、今村の話によると、結局後藤が板垣に金を分与してフランスにしばらく滞在させる考えを示した。実際に、後藤から板垣に資金が渡った可能性もあり、板垣はフランスに5月まで滞在している。こうした経緯からも板垣が得た土倉からの資金援助は十分でなかったことと、板垣が後藤を通して三井から提供された政府筋の金を使ったことは明らかである。また板垣の資金難は、彼が自分の裁量で自由に金をつかえる立場になかったことが確実である。後藤が政府筋から引き出した資金の費途のひとつに板垣の負債整理があったらしいことなども考えれば、基本的に金銭は後藤の管理下に置き、板垣が容喙し得ない協定なり黙契のようなものが存在していたはずである⁽⁵³⁾。そして、洋行先での板垣の様子は、今村の通訳に対する不満や、後藤に対しても恨みがましい様子であった。板垣は狭くてみすばらしい部屋で終日過ごしており、言語がわからず、交際もなく、いわば「引きこもり」の状態にあったようである。こうした板垣に対して、伊藤博文は、後藤はベルリンで面会して話がわかったが、板垣は到底変化することがないだろうと観察していた。また伊藤は板垣を呼び寄せて、ベルギーのブリュッセルで会談した際、板垣はまったく話にならない「自由家」であり、誰も相手になるものはいないとまで酷評していた⁽⁵⁴⁾。

次は板垣の洋行先での成果との関連で、彼の不勉強さを露わにした出来事を掲げよう。明治16年5月付の倫敦の森有礼から伊藤博文に宛てた書簡では⁽⁵⁵⁾「板垣今夕より和蘭博覧会見物之為出足と申事也。同人宿願之本尊スペンサー面謁も三日前川上通弁にて相済み、余程之満悦と申事。但其面談之体は師弟换位にて弟子之説法居多、且例之無根拠之空論不少より本尊之堪忍袋も破れ、談半にてno、no、no、之声と共に立ち上り、それにて相別れたる由」と記しているように、スペンサーの「信奉者」がス

ペンサーに見放された瞬間であった⁽⁵⁶⁾。

以上のように、出発にあたって、意気揚々と滞欧中の「欧洲漫遊の趣意書」を『自由新聞』に掲げた板垣の洋行は、その成果がなく、それどころか、党運営にも陰りを見せ始めており、総理辞職を口にするまでになっていた。シュタインに会った後藤にしても、伊藤と正面から憲法論争ができるほどの研鑽は行われなかったであろう。一方、板垣は、資金出処の追及に対して、問題の所在を顧みることなく、十分な費用を準備できずに渡欧したため、滞在の成果を挙げることができなかった。総じていえば、板垣・後藤の洋行は、自由党の問題に止まるものではなく、自由民権運動の躓きの原因にもなった⁽⁵⁷⁾。

一方村瀬氏は、板垣が洋行中に得た収穫が必ずしも貧しいものではなかったと記している。すなわち、具体的には条約改正実現のためには、政治・法律・学術などにおいて改革の実を挙げ、外国を驚嘆させるほどの政体と治外法権を放棄させるだけの法律を備えるか、あるいは侮られないだけの海軍力充実を果たすかのいずれかが必要だと認識を得たこと、また日本における「生活社会」が「政治社会」に比して著しく遅れている事実をヨーロッパとの対比から痛感し、「生活社会」の水準を引き上げるためには、まず専制政治の是正により「政治社会」の改良に着手すべきだという展望を持ったことなどである。ただ、これらの収穫は、彼の帰国した時点の自由党が直面していた問題の解決に直接結びつくものではなかったと記している⁽⁵⁸⁾。

以上のような内容をもつ板垣洋行問題の政治的意味は、自由党にとっては創立間もない党の運営をいかにして安定的なものにし、また議会開設に向けて運動方針をどう定めていくかという問題に対する回答として、また政府にとっては伊藤博文の憲法調査がまさに開始されようとする重要な時期に、自由党を危険な存在ではない程度まで懐柔し、引き付けるための手段として打ち出されたものであったと言えよう。すなわち、伊藤博文の憲法調査とそれに対応した板垣の洋行希望に乗り、自由党が当面必要としていた資金の獲得と、政府と自由党との接近を同時に果たそうとする構想であったのである⁽⁵⁹⁾。

3章 板垣洋行問題における三井銀行の陸軍省御用

以上のように板垣退助の洋行は、三井銀行からの資金によって行われた。以下では、その資金提供を行う三井銀行がどのような状態であったかを論じることにする。特に明治15年の日本銀行設立という官金取扱をめぐる状況の変化によって、わけて三井銀行は陸軍省御用の延期をめぐる緊急の対応が迫られており、その対応の中で、板垣洋行費が送られたという洋行費負担をめぐる背景を明らかにする。

まず、明治政府の陸軍省御用を含む三井銀行の官金取扱の実態を確認したい。そもそも、三井銀行の経営の官公金取扱業務への依存度の大きさは、各庁為替方の維新以来培われてきた明治政府との共生・癒着の關係に負うところが大きであった。三井組以来の資本蓄積は、明治政府の保護政策によって支えられていた。しかし、三井銀行のこのような性格は、明治10年代半ばには、おのずと変化せずにはいかなかった。それは三井に限ったものではなく、三菱など三井と同様明治初年以来国家権力との結合を有力な武器として資本蓄積を進めてきた、いわゆる「政商」と明治政府との關係が微妙な変化を遂げたことによるものである⁽⁶⁰⁾。三井銀行に関して言えば、明治15年に日本銀行が創立されると、各庁為替方・府県為替方など三井銀行が従来取扱ってきた官公金出納業務は、政府の委託業務として同行に吸収されることになった。それは、明治維新直後の為替方以来継承されてきた国庫金出納の民間委託の方式に対する極めて重大な変更がもたらされることを意味していた⁽⁶¹⁾。しかも、日本銀行の創立によって官金取扱いが引き上げられ、預かり公金の即時返納が命じられた場合、三井銀行はかつての小野組・島田組の轍を踏むこともあり得た。こうした情勢を察知した三井銀行は明治15年1月、いち早く三野村利助の名を以て大藏卿松方正義へ宛てて各省為替方御用返上の延期願を提出した⁽⁶²⁾。そこでは「当銀行之義は兼て御承知被成下置候通り、元三井組と唱候頃政府御維新之際より引続各庁之御用拜命、巨万之御用金ヲ御預ケ被降置出納取扱居候より、自然内地人民にも信ヲ得預り金モ仕候故随テ貸金モ巨額ト相成」と記しているように、三井銀行は維新以来政府の各庁為替方御用を務めて多額の官公預金を預かって出納業務も行ってきたおかげで、一般人民にも信用を得ることになって多くの預金と貸金を運用できるようになったことを記している。続いて、「其間十三年夏中海軍省之為換方御用返納仕候杯等閑ニ不心得様仕居候得共、積年手ヲ広ケ候三井銀行之義ニ付、何分一時ニ縮手仕候場合ニ難至、且又前陳是迄三五年間ニ至極之苦配仕無理ナル負債消却モ仕居儀ニ付、猶此上急速之改革モ難相成、依テ各御省之為替方ハ左ニ上申仕候順釐ヲ以御用返納之義御採用被成下度奉存候」と記したように、明治13年に海軍省の御用を返納したため、これ以上の返納は三井銀行の経営悪化を招くおそれがあるため、漸進的な御用返納を歎願している。そして願書は次のように続く。

一 現今御用相勤居候御省左之通

文部省 宮内省 外務省 工部省 陸軍省 開拓使

右之通御用相勤居候得共、開拓使ハ不遠御満期ニ際シ御用可被免筈、仍御各省之内同十五年六月限文部省之御用ヲ奉返上、以後毎年六月限左之順ニ返上仕度奉存候

つまり開拓使はもうすぐ満期で御用返納にするが、それ以外の各省の御用は以後毎年6月限りで返上するようにすると歎願していることがわかる。そして願書は次のように続く。

宮内省 十六年六月限御用返上 外務省 十七年六月限同断

工部省 十八年六月同断 陸軍省 十九年六月限同断

右之通御聞置被成下候ハ、明治二十年中ニは充分ニ改革も相立、是迄格別ニ厚キ蒙御庇蔭候万分一も可奉謝三井銀行ト可相成奉存候（中略）何卒利助之赤心御洞察被成下、特別之御採用只管奉歎願候

以上のように陸軍省の御用を明治19年6月までに返納すると記している。

このように三井銀行が板垣洋行費を出す環境は、日本銀行の創立にあたって陸軍省御用をはじめ官金取扱が三井銀行の手から日本銀行へ移管されるという重要な局面において行われた三井銀行の自救策の一環であったと思われる。殊に陸軍省の為替方御用は、明治初期にその定額金が年間800万円ほどの多額であったために、三井銀行の官金取扱の要であった。三井銀行としては、いかなる対価を払ってでも陸軍省の為替方御用の返納延期を図る必要があり、それが板垣洋行費の2万弗を三井が負担するに至った要因であった。

さて、明治15年12月8日には西邑虎四郎・三野村利助・三井三郎助・三井八郎右衛門から大蔵卿松方正義に宛てて内願書が提出されている⁽⁶³⁾。そこでは「当三井銀行之義は、曩ニ三井組より因襲シテ従来御本省を始、数多御官省之金融出納御用拜命致し連綿勤務仕候ハ、（中略）右御用向奉命仕候ニ付ては、総長八郎右衛門代理として故三野村利左衛門引継ぎ、同苗利助義百事担任致し万一も御用向懈怠無之様日夜苦心勉強罷在候処、今般日本銀行御創立ニ付、利助義其役員ニ御採用可為下旨御内諭ニ従ひ、不肖之者其任ニ堪兼候義ニハ奉存候得共、御懇命難黙止敢而拜命仕候は三井之面目利助之光栄銘肝之致ニ候」と記しているように、明治初期以来政府の多くの官省の御用を務めてきたことへの謝意と故三野村利左衛門に続いてその養子の利助が御用関係を担当してきたこと、その利助が日本銀行の理事に拜命されたことがわかる。続いて「就而向後御用向之義は西邑虎四郎を以利助ニ代り担当従事等致候間、不相替察顧之程奉悃願候、乍去、右虎四郎事ハ是迄永く大阪店ニ在勤致居、本店之要務ニ於而は未熟之致ニ付、利助義既ニ日本銀行ニ奉事之身とハ相成候とも、余暇を以三井銀行内外重要之事件ニ参判し、虎四郎之不能を補翼迂正仕様兼而利助へ囑託仕置候間、此段御申置被下度候、尤尚全大之事件も相生し候ハ、是迄洪沢栄一、益田孝兩人へも内事協賛之委託も仕置候義ニ付」と記したように、日本銀行の理事に採用された三野

村利助に代わって大阪支店長出身の西邑虎四郎が三井銀行の副長に抜擢されて、政府御用関係も担当するようになったこと、また利助も余暇を利用して未熟な虎四郎を助けるよう頼んでいること、さらに大きな局面では渋沢栄一や益田孝にも協賛してもらうことになっていたことがわかる。続いて「本年一月中三野村利助より書面を以内報仕候三井銀行将来改革目途之事ハ、爾来精勤必ス目途ニ相生候様心掛居候得共、何分各地数多之支店も有之急據ニ処し候而は却而其間非常之損害をも可引起と懸念仕候ニ付、漸次相費候様仕度、就而は来ル明治十九年六月迄ニ各省之出納御用返上之都合ニ於而は、其時々ニて実況ニ付て篤と事情具陳之上特別之御保護を奉仰度事情も可相生と奉存候ニ付、予而御聴容被下度候」と記しているように、先の御用返上の延期願に書いた通りの改革を行うこと、しかし各地の支店も多くて急遽に実行した場合に損害もあり得ること、そこで前書では明治19年6月まで各官省の出納御用を返上する計画であったが、都合により延期もあり得るので特別な保護を歎願していることがわかる。しかし、前述したように官金の取扱は既に日本銀行の専断になっており、このような歎願は大蔵省の受け入れるところではなかった。そのため、このような大蔵省の方針の決定に伴う三井銀行への明治16年の指令は⁽⁶⁴⁾、「大蔵卿松方正義君ヨリ左ノ通御達アリ 三井銀行 大津本年七月三十一日 東京、横浜、八王子、小田原、本年六月三十日、津、名古屋、岐阜、高山、青森本年八月三十一日 右大蔵省為替方命令ノ義満期ノ処、同日限り右為替方相廢シ日本銀行ヲシテ国庫金取扱所ヲ設置セシメ候条、急度此旨相達候事」と記したように、期限満期になった三井銀行の為替方御用のほとんどを返上すべしというものであった。そのため、三井銀行としては、預かり公金の即時返納という非常事態はどうしても回避しなければならなかった。しかし、大蔵省に対して延期を歎願し、明治政府要路の高官へ働きかけたものの、すでに決定した大蔵省の大方針を変えることはできなかった⁽⁶⁵⁾。

当面する危機の打開策に窮した三井銀行首脳部は、依然として政府要路の有力者への歎願に望みを託し、大蔵省への御用継続の歎願を続けた。その一例が、明治18年2月に大蔵省に宛てた三井銀行総長代理副長の西邑虎四郎の嘆願書である⁽⁶⁶⁾。その内容は「以書面奉嘆願候 工部省 鉄道局 大学校 灯台局 電信局 広島県 愛知県 岐阜県 三重県 青森県 函館県 札幌県 根室県 右各御庁御用金扱兼テ如奉敬承候漸次御管守ニ御更改可被為在候儀、右金融取扱方之義ハ以籍因必定携行ヘ御下命被下候御事と奉存候得共、万々一携行被免除他人ヘ御下命相成候様之承有之候而は、従来御用金扱ヲ専務と仕候事ニ付、忽将来之計画意表ニ転シ候ハ無申迄自ラ官之御愛信ヲ失ヒ候様」と記しているように、工部省をはじめとする各庁が替方の継続を歎願した。さらに、明治18年5月9日には松方正義（大蔵卿）、伊藤博文（宮内卿）、井上馨（外務卿）を深川の三井別邸へ招待し、明治17年上・下期の決算諸表を示して

陸軍省為替方免除の延期を懇願した⁽⁶⁷⁾。そして、明治18年7月21日には西邑から松方に宛てた歎願書をもって陸軍省為替方御用の延期を求めた⁽⁶⁸⁾。

以書面奉嘆願候、陸軍御省各庁一般之御用金扱御免十九年迄御猶予之義、兼テ奉上願營業上収益積立候は勿論、籍貸滞金等無油断尽力取立仕候得共（中略）陸軍御省之御用被免候時ハ、外世上ニ信憑ヲ減損シ内金融運転之途ニ忽差支營業退縮将来之維持覚束不堪通苦候恐縮之嘆願ニ候得共、何卒今五ヶ年間如従前御下命被成下置度偏ニ奉哀願候御聴容被成下候得は、収益増加候様一同必至丹誠仕内縮纏節俟ヲ以漸次積立金ヲ増倍シ、至五ヶ年間携行独立維持之目的モ屹度相立三井家相続之基可相定義ニ候条、破格之御仁憐ヲ以願旨御採用奉泣願候

すなわち陸軍省御用の返上は預金者の信用や三井銀行の運転資金にも関わる重大な処置なので、あと5か年間ほど延期してもらいたい旨を泣願しているのである。しかし、同歎願は却下された。

もっとも、三井銀行の国庫金取扱業務のすべてが、ただちに日本銀行に吸収されたわけではない。この時期の日本銀行が掌理していたのは、国庫に収入すべき納金を領受してこれを納付する手続きに止まり、各地に設けられた国庫金取扱所、金銭取扱所、現金取扱方は、旧為替方による取扱がそのまま継続する場合が多かったからである。明治19年3月15日付で三井銀行が東京府へ届け出た文書によれば、当時三井銀行が出納を取扱っていた省庁は、56か所に達していた。その主たるところは陸軍省（本省および各部局）、宮内省、東京以下17府県であり、国庫金出納事務が依然として三井銀行の営業のかなりの部分を占めていたことが推測できる。しかし、この国庫金出納事務は、各省庁経費金の出納にとどまり、明治初年の時期において官金取り扱いが三井組＝三井銀行の重要な蓄積の基盤であったことの意味はすでに失われていた。こうして、官金取扱いへの依存から脱皮を余儀なくされた三井銀行は、民間預金の吸収と貸出しの拡張を中心とする普通銀行業務への転換をはかることになったのである⁽⁶⁹⁾。

おわりに

板垣洋行問題は、自由党にとっては創立間もない党の運営をいかにして安定的なものにし、また議会開設に向けて運動方針をどう定めていくかという問題に対する回答として、また政府にとっては伊藤博文の憲法調査がまさに開始されようとする重要な時期に、自由党を危険な存在ではない程度にまで懐柔し、引き付けるための手段として打ち出されたものであったといえよう。すなわち、伊藤博文の憲法調査とそれに対応した板垣の洋行希望に乗り、自由党が当面必要としていた資金の獲得と、政府と自

由党との接近を同時に果たそうとする構想であった。しかし、同問題によって自由党と改進黨の決裂が決定的となった。

馬場らの板垣洋行への追及が彼らを脱党させた直接的な原因ではなく、古沢滋の三菱への攻撃など改進黨紙との論戦に対する帰国後の板垣の対処や、馬場が自由黨員から内訌の張本人であるがゆえに疎まれたことが主要因である。

三井銀行の陸軍省御用の問題は、明治15年に板垣洋行費を送ることになる三井銀行が当時どういう状態であったのかが問題の焦点であった。明治15年に日本銀行が創立されると、三井銀行の官金取扱はそこへ吸収されてしまった。すなわち、明治15年9月に、三井銀行による板垣洋行費が出される環境は、日本銀行の創立にあたって陸軍省御用をはじめ官金取扱が三井銀行の手から日本銀行へ移管されるという重要な局面において行われた三井銀行の自救策の一環であった。殊に陸軍省の為替方御用は、明治初期にその定額金が年間800万円ほどの多額であり、三井銀行の官金取扱の要であった。三井銀行としては、いかなる対価を払ってでも陸軍省の為替方御用の返納延期は必至であったし、それが板垣洋行費の2万弗が送られる要因であった。三井銀行は官公預金に依存していた安易な経営体質を変えることができず、政府御用達への執着が維持された。明治24年に中上川彦次郎が登場して改革を断行してからは官金取り扱いを辞める方針になったものの、明治32年に完全に廃止するまでは続くことになる。また、三井銀行の国庫金出納業務も各省庁経費金の出納に止まることになったとはいえ、三井銀行の蓄積基盤の一つとして、板垣洋行以降も20年近く続いたことは、三井銀行がその資本蓄積において政府との関係をどうしても大事にしなければならなかったことを如実に表している。

最後に、三井の板垣洋行問題に対する認識は、官金取扱期限の問題にからんでいたとはいえ、政治的な情実巻き込まれて毅然たる態度に出ることのできなかった弱点の現れとみるべきものであった。そして、板垣が三井から送られた政府筋の金を使ったのはほぼ間違いなく、この資金は後藤を通して洋行費だけでなく、自由党の資金難の解決にいくらか寄与した。このために自由党の主流が板垣洋行に前向きであったことは特筆に値しよう。これは国会開設以降、自由党主流の明治政府への協力に端緒を開いたのではないだろうか。しかし、板垣は外遊先で後藤を通して三井銀行から提供された政府筋の金を使ったのは確かであるが、政府筋の期待に反して懐柔されてはなかったようである。

註

- (1) 村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」(『日本歴史』第869号、2020年10月)、45頁。

- (2) 中元崇智『板垣退助』（中央公論社、2020年11月）、103頁。
- (3) 尾佐竹猛「板垣退助洋行問題」（尾佐竹猛『明治政治史点描』育生社、1938年所収）
- (4) 同上、167頁。
- (5) 平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」（『日本歴史』第238号、1968年3月）、24頁。
- (6) 彭沢周「板垣退助の外遊費の出所について」（『日本史研究』第75号、1964年11月）
- (7) 同上、94頁。
- (8) 前掲、平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」、19頁。
- (9) 寺崎修「板垣退助の外遊と自由党（１）（２）」（『政治学論集』第22号、第23号、1985年9月、1986年9月）
- (10) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党（１）」、30頁。
- (11) 田中由貴乃「板垣洋行問題と新聞論争」（『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇、第40号、2012年3月）
- (12) 同上、2頁。
- (13) 川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」（『近代日本研究』第3巻、2017年2月）
- (14) 同上、163～4頁。
- (15) 前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、同論文では、後藤象二郎の意図や動向にも目を向けることで洋行問題の全体像の再構成をはかっていることが特徴である。（同上、45頁）
- (16) 前掲、中元崇智『板垣退助』、同書では、板垣洋行問題を扱った部分の中で、欧州の洋行先での動向を多く記しているのが特徴である。
- (17) 三井銀行80年史編纂委員会編『三井銀行80年史』（三井銀行、1957年）、110頁。三井文庫編『三井事業史』本篇、第2巻、（三井文庫、1980年）、330～45頁。同書では、日本銀行の設立による三井銀行の官金取扱の動向について記している。
- (18) 平塚篤編『続伊藤博文秘録』（原書房、1982年）、47頁。
- (19) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第3巻（内外書籍、1934年）、271頁。板垣の洋行に向けた態度は、洋行未経験のため外国の政治事情に通じていない限界を自覚し、伊藤の憲法調査を追跡するようにして自身も知識を蓄積し、他日の政府批判を視野に入れた理論武装をはかろうとしたことである。（前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、47頁）

- (20) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、167頁。
- (21) 前掲、『世外井上公伝』第3巻、271～2頁。後藤からの、自身の復帰を含みとした政府への協力の申出に、福岡は、後藤が外遊に連れ出すことによる板垣の懐柔を不可欠の条件としていた。板垣の軟化と後藤復帰がまず取引の軸であった。板垣の考え方なり方針が後藤のそれに近づくことがまず必要で、その先に期待できる政府と自由党との結びつきこそが政府の理想とするところなのであった。(前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、48頁)
- (22) 前掲、『世外井上公伝』第3巻、272頁。
- (23) 同上、273頁。
- (24) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書1』(塙書房、1973年)170～1頁。
- (25) 「蜂須賀茂韶書簡」(三井文庫所蔵史料、追1836—3)、前掲、彭沢周「板垣退助の外遊費の出所について」、96～7頁。
- (26) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、177～8頁。
- (27) 同上、170～5頁。
- (28) (29) 同上、177頁。
- (30) 同上、178頁。
- (31) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党(1)」、32頁。伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 8』(塙書房、1980年)、107頁。この板垣洋行計画は、伊藤の外遊を追いかけるように、言い換えれば、伊藤が外遊に出ていくことを前提に動き出したのである。すなわち、外遊する伊藤こそが、同計画の主体で、海の向こうから伊藤が政府と自由党との交渉を操縦していたのであった。(前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、46～7頁)
- (32) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党(1)」、32頁。
- (33) 同上、32～3頁。後藤が政府から資金を引き出そうとした目的は洋行費だけではなく、板垣の負債整理といったものまで視野に入れていたし、それ以外にも当時の自由党は多くの資金を必要としていたはずなのである。2万円という額は、それらを勘案して算出されたということであろう。それで馬場らの反対がいかに強硬であろうとも、洋行を断念することは到底できなかった。(前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、51頁)
- (34) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党(1)」、33頁。
- (35) 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史(中)』(岩波書店、1958年)、208頁。
- (36) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党(1)」、34頁。
- (37) 前掲、『自由党史(中)』、208頁。土倉庄三郎は、奈良県吉野郡川上村の山林地

主で、板垣の支援者である。(前掲、中元崇智『板垣退助』、106頁)

- (38) 前掲、『続伊藤博文秘録』、49～51頁。
- (39) 馬場・大石ら洋行反対派の声が高く響くとしても、それが党内の力関係を正確に反映していたとはいえない。すなわち、板垣・後藤に元参議という権威が備わっていたことを考慮に入れても、洋行に何らかの期待をかける向きが党内の多数を占めていた。(前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、51頁)
- (40) 前掲、寺崎修「板垣退助の外遊と自由党(1)」、36頁。
- (41) 前掲、尾佐竹猛「板垣退助洋行問題」、161頁。
- (42) 前掲、平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」、38頁。
- (43) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、188～9頁。土倉からの借用予定の5,000円が東京の『自由新聞』の費用に使用されたため、板垣はフランスの銀行から借金し、返済は竹内綱らの周旋で家屋を質に入れた(前掲、中元崇智『板垣退助』、115頁)
- (44) 前掲、『自由党史(中)』、218頁。
- (45) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、182～3頁。
- (46) 前掲、田中由貴乃「板垣洋行問題と新聞論争」、6頁。前掲、中元崇智『板垣退助』、112頁。
- (47) 前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、52頁。
- (48) 前掲、『自由党史(中)』、225～6頁。
- (49) 同上、226頁。当時、板垣の外遊費をめぐる疑惑は立憲改進黨系の新聞『東京横浜毎日新聞』や風刺雑誌『团团珍聞』が批判した。特に『東京横浜毎日新聞』は、板垣外遊について費用、趣旨(外遊の時期)、同行者(元内務省権大書記官の今村和郎)などの疑惑を掲げて批判し、『自由新聞』と批判の応酬となった。こうした批判合戦は、自由党と改進黨の対立となる。『自由新聞』は、改進黨総理大隈重信が三菱と癒着しており、偽の政党「偽党」であるとして、改進黨批判(偽党撲滅)を強め、両者の決裂は決定的となった。(前掲、中元崇智『板垣退助』、111頁)
- (50) 前掲、『自由党史(中)』、226～7頁。
- (51) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書5』、(塙書房、1977年)、45頁。
- (52) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、191頁。
- (53) 前掲、中元崇智『板垣退助』、115～6頁。前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、55頁。
- (54) 前掲、中元崇智『板垣退助』、114～5頁。伊藤は自由民権運動をイギリス・アメリカ・フランスの自由過激論者の著作のみ金科玉条のように誤信していると

- 糾弾しており、板垣をまさにそうした「自由家」として見ていた。(同上、115頁)
- (55) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書7』(塙書房、1979年)、384頁。
駐英公使の森は、イギリスで板垣とハーバート・スペンサーとの面会を仲介している。(前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、53頁)
- (56) 前掲、川崎勝「『馬場辰猪日記』から見た板垣退助洋行問題」、192頁。
- (57) 同上、192～3頁。伊藤はウィーン大学教授のローレンツ・シュタインから立憲政体における議会の役割について学び、大きな影響を受けていた。伊藤の勧めで後藤もシュタインの元を訪問している。(前掲、中元崇智『板垣退助』、115頁)
- (58) 前掲、村瀬信一「板垣・後藤洋行問題再考」、55頁。
- (59) 同上、57頁。
- (60) 前掲、『三井事業史』本篇、第2巻、330頁。
- (61) 同上、332～3頁。三井家史料の高橋義雄「三井中興事情」には次のような記述が見られる。「従来三井銀行の扱つて居た租税其他官金出納事務は、取敢へず日本銀行の委託を受けて之を代理する事と為つたので、三井が従来預つて居つた官金は、此際余り多く吐き出さずに済んだのであります」と記述しているように、日本銀行創立による三井銀行の経営への影響は限定的であったようである。(三井文庫所蔵史料、追2144)
- (62) 前掲、『三井事業史』本篇、第2巻、333頁。大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第1巻、(改造社、1931年)、988～9頁。
- (63) 「三野村利助日本銀行役員採用ニ付大蔵大臣松方正義江内願書扣」、(三井文庫所蔵史料、追1365—4)
- (64) 「三井銀行大元締『日誌』」(三井文庫所蔵史料、本746—3)
- (65) 前掲、『三井事業史』本篇、第2巻、334頁。
- (66) 「工部省外各県御用金扱方継続之義ニ付歎願書」、(三井文庫所蔵史料、追1625—30—1)
- (67) 前掲、『三井事業史』本篇、第2巻、341頁。
- (68) 「陸軍省御用金取扱御免猶予ニ付歎願書」、(三井文庫所蔵史料、追1365—5)
- (69) 前掲、『三井事業史』本篇、第2巻、342～3頁。